

インドにおける LLP  
(Limited Liability Partnership、  
有限責任事業組合) 概略

(2016年11月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地会計事務所 KPMG に作成委託し、2016 年 11 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所  
E-mail：IND@jetro.ge.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

## 目次

1. はじめに.....	1
2. 設立手続き .....	1
3. 税制、監査.....	3
4. 利益の分配.....	3
5. 株式会社から LLP への組織変更 .....	3

# インドにおける LLP (Limited Liability Partnership、 有限責任事業組合) 概略

## 1. はじめに

2013年新会社法（Companies Act, 2013）の実質的な施行開始から既に2年が経過した。新会社法施行により、インド企業のガバナンスは強化されたが、一方で、小規模な組織や、機動的で柔軟な経営を行いたい組織においては新会社法の規則は厳しすぎるというケースもある。そのような場合、LLP(Limited Liability Partnership、有限責任事業組合の略称)の設立も検討する価値がある。

インドにおける LLP は 2008 年 LLP 法に基づいて設立され、組織運営は同法に従うこととなっている。LLP は利害関係者に対する責任が出資額に限定される、株式会社同様の有限責任制度の特色を有する一方で、利益分配比率を出資比率に比例させず、出資者内部での合意で決定できるなどの柔軟さも兼ね備えている。また、2013 年新会社法で定められている、取締役会の開催義務などが LLP 法にはないなど、株式会社に課されるよりも簡易なコンプライアンスが認められている。ただし、外資規制については株式会社と完全に同一には緩和されていないため、注意が必要である。具体的には、外貨による輸出入取引が少なく、インド国内で完結するビジネスを予定する場合には選択肢の一つとして検討する価値がある。以下、日系企業に関連すると思われる LLP の概略について解説する。

## 2. 設立手続き

LLP の設立は企業登記局の管轄である。インド国外からの出資については原則として、政府および FIPB (Foreign Investment Promotion Board) の事前承認が必要となる。ただし、制度緩和により、FDI 規制 (Foreign Direct Investment, 外国直接投資に関する規制) において自動承認ルートで 100% 出資が認められているセクターおよび活動、かつ、設立後も FDI がビジネスに直接関係しない業態の場合については、政府からの事前承認を得ることなく、外国直接投資を行うことができるよう緩和された。

政府および FIPB 承認が得られた場合、および自動承認ルートの対象となる場合の手続きは以下のとおりである。

### ① 指定社員の任命

Designated Partner と呼ばれる指定社員を任命するには、最低 2 人の自然人が指定社員として必要である。株式会社の居住取締役制度と同様、指定社員のうち 1 人は前年に 182 日以上

インドに居住していたと認められるインド居住者の要件を満たしていなければならない。  
法人も指定社員となることができる。

## ② 指定社員デジタル番号 (DPIN) の取得

指定社員が既にほかの株式会社等の取締役として **Director's Identification Number**、通称 **DIN** と呼ばれる取締役デジタル番号を有している場合には、**DPIN** の代わりに **DIN** を使うこともできる。

## ③ デジタル署名証明書の申請

**Digital signature** と呼ばれるデジタル署名証明書を申請する。デジタル署名は確定申告時にも使用される。

## ④ 会社登記局への商号 (LLP 法人名) の申請

株式会社同様、類似の名称を有する、ほかの組織との混同を防ぐため、商号申請書を提出し、商号申請の許可を得る。商号には **Limited Liability Partnership** または **LLP** を末尾につけなければならない。

## ⑤ 設立に関する届けおよび引受人の文書の提出

商号が認可された後、設立に関する届けおよび引受人の文書を提出する。引受人とは **LLP** の設立時に出資を行うことを宣言した者を示す総称であり、具体的には指定社員（自然人および法人）、通常の社員などが含まれる。届けの提出は会社登記局の **e ファイリング** のシステムを通して行う。

## ⑥ LLP 設立登録

設立に関する届け、引受人の文書等の提出書類が承認されると、事前に告知してあった **E メールアドレス** に通知が届き、**LLP** 設立となる。その後 **30 日以内** に、**e ファイリング** のシステムを通して **LLP 合意書** を **Form3** と呼ばれる書類とともに提出する。**LLP 合意書** が海外で作成された場合には、公証およびアポストイーユの取得が必要となる。**LLP 合意書** には社員の権利と義務が規定され、**LLP 法** で定められていない社内事項について明文化する趣旨で規定することもできる。

出資については、有形資産・無形資産、動産・不動産を問わず行うことができる。また、過去に提供した役務や今後提供予定の役務、ノウハウやテクノロジーなどの便益等も出資対象となる。出資に際しては、インド勅許会計士等からの公正な第三者評価を受けなければならないものもある。出資額はインド中央銀行への報告義務がある。

### 3. 税制、監査

出資元の国を問わず、インドで設立された LLP は、インド法人税法上の現地法人として扱われるため、LLP が獲得した全世界所得に対して法人税が課される。基本税率は 30% であるが、教育目的税や高所得法人への追加税金（サーチャージ）等が課されるため、毎年の改訂に注意が必要である。なお、株式会社に課される最低代替税（Minimum Alternate Tax）は課税対象外であるが、最低代替税と類似する Alternate Minimum Tax と呼ばれる税金が調整後利益に課される。

監査については、原則としてインド勅許会計士からの年次監査証明が必要とされる。例外として、出資額が 250 万ルピーを超えない場合、あるいは年間売り上げが 400 万ルピーを超えない場合には、監査義務が免除されている。

### 4. 利益の分配

LLP の最大の特徴の一つといわれるのが、出資額と比例しない柔軟な利益の分配と、Dividend Distribution Tax と呼ばれる配当分配税がかからないことである。配当分配税とは、配当のうち配当支払側のインド法人に一定率の税金（2016 年 11 月時点基本税率 15%）が課され、一方で受取側のインド内国法人へは課税されないという税制度である。なお、利益の分配を受けた自然人は、個人所得税法に基づいて納税・申告の義務がある。利益の分配を受けたインド国外の自然人及び法人は、居住国の税制に従って二重課税となるケースもあるため、外国税額控除の適用可否についても検討が必要である。

### 5. 株式会社から LLP への組織変更

LLP 法では、株式会社から LLP への組織変更が認められている。その場合は取締役会や株主総会での同意が必須であることに加え、資産の引き継ぎや、旧株主が新 LLP の社員になること、などの各種要件が定められている。さらに、一定の要件を満たさないと、キャピタルゲインの課税対象となる可能性があるため慎重な検討が必要である。